

軽米町教職員働き方改革プラン
(2024～2026)

令和6年6月

軽米町教育委員会

1 本プランについて

(1) 本プランの位置づけ

本プランは、学校における働き方改革を推進するため、「岩手県教職員働き方改革プラン（2024～2026）」を参酌し、軽米町教育委員会及び軽米町立小中学校が実施する「教職員の働き方改革」に向けた取組の方向性、目標、具体的な取組等を示したものです。

(2) 本プランの目的

すべての学校で、学校教育目標の実現に向けて教育活動に専念できるよう、教職員一人一人の心身の健康保持・増進と誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することを目的とします。

2 本町における教職員の長時間勤務の現状について

小中学校における長時間勤務の状況（令和5年度超過勤務状況調査結果）

学校種別	超過勤務 45時間 以上	内 訳			年間 360時間 以上
		45時間以上 80時間未満	80時間以上 100時間未満	100時間以上	
小学校	30.2	21.9	7.1	1.2	31.0
中学校	48.0	32.3	9.8	5.9	88.2

（単位％：対職員数比）

3 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえた今後の対応について

文部科学省策定の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」に適切に対応できる取組を推進していきます。

○上限の目安時間

- ・1箇月の在校等時間 超過勤務45時間以内
 - ・1年間の在校等時間 超過勤務360時間以内
- ※児童生徒等にかかる臨時的な特別の事情により勤務せざる得ない場合は、1カ月の超過勤務100時間未満、1年間の超過勤務720時間（連続する複数月の平均超過勤務80時間以内、かつ、超過勤務45時間超の月は年間6箇月まで）

4 プラン期間

本プランは、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間をプラン期間とする。

5 目標

小中学校教職員の時間外在校等時間の縮減

- (1) 時間外在校時間が月 80 時間以上の割合ゼロを目指す。
- (2) 時間外在校等時間が月 45 時間以上、年 360 時間以上の長時間勤務者の割合を段階的に縮減する。

時間外在校時間	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
月 45 時間以上	令和 5 年度実績より減少	令和 6 年度実績より減少	令和 7 年度実績より減少
年 360 時間以上	令和 5 年度実績より減少	令和 6 年度実績より減少	令和 7 年度実績より減少

6 具体的と取組について

教育委員会の取組

(1) 学校の取組支援

ア 先進的取組の普及

各学校における働き方改革への事例について校長会議で情報提供し、各学校の取組改善に生かします。

イ 地域・保護者の理解醸成

学校閉庁日の設定や部活動休養日について地域や保護者へ周知を図り、学校における働き方改革について理解醸成を図ります。

(2) 環境整備

ア 教職員をサポートするスタッフの配置

教職員の事務補助や、児童生徒に対する個別のきめ細やかな対応を行うため町独自の人員配置を行います。

- ・学力向上支援員
- ・特別支援員

イ スクールカウンセラー等専門スタッフの活用促進

児童生徒に専門的な見地から適切な指導、対処をするために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校教育アドバイザー等の積極的な活用を促進します。

ウ 教育支援センターの設置

不登校傾向の対策支援として、教育支援センターを設置し教職員の負担軽減を図ります。

エ 教職員の仕事と生活の両立の推進

ワーク・ライフ・バランスシートの活用を進め、職場環境の整備に努めま

す。

オ 地域と連携した登下校時の安全対策の促進

教職員の負担軽減を踏まえ、地域（スクールガード等）、学校、関係機関の連携のもと、通学路における安全確保及び安全対策の促進を図ります。

(3) 制度等の改革

ア 学校における ICT 環境の整備促進

統合型校務支援システムの活用を推進し、教職員の作業的負担や精神的負担の軽減を図ります。ICT 支援員の配置を行い、一層の業務の効率化や事務処理の迅速化を図ります。

イ 調査・統計等の整理・精選

学校に対する調査・統計等の整理・精選を図ります。

(4) 部活動の適切な運営

ア 部活動休養日の設定

「部活動ガイドライン」の周知を図り、部活動休養日（平日1日以上、週末1日以上で週あたり2日以上）及び活動時間について定め、適切な部活動運営を図ります。また、休日の地域クラブ活動への移行を図ります。

イ 部活動指導員の配置

県教育委員会と連携を図り、部活動指導員を任用・配置し、適切な部活動指導体制を整備します。

(5) 勤務時間の適正管理

ア タイムカードによる客観的勤務時間把握

タイムカードにより、時間外在校時間を客観的に把握し、教職員の業務量の適正な管理を行います。

イ 学校閉庁日の設定

夏期休業中や年末年始の一定期間に学校業務を行わない「学校閉庁日」を設定（夏季4日間程度、年末年始6日間程度）し、教職員の疲労や心理的負担の軽減を図ります。

(6) 労働衛生安全体制の確立

教職員の定期健康診断、胃がん検診、ストレスチェックを実施することで、心身の健康状態の把握と不調の早期発見と改善を促します。

学校の取組

各学校は、実態や実情に応じ、学校が主体となって実施する以下のような取組を、町教育委員会が実施する取組と両輪となって進めます。

(1) 管理職による適切なマネジメントの推進

ア 本プランを踏まえ、主体的に取組を進めます。

イ 管理職は所属職員の状況を把握するとともに、業務改善を進め、所属職員について長時間勤務の改善に努めるよう、マネジメントの強化を図ります。

(2) 勤務時間の適正把握

ア 教職員自らが出退勤時刻を把握し、勤務時間を意識した業務の遂行、長時間勤務の改善に努めるよう、意識の醸成を図ります。

イ 教職員の勤務実態を把握し、長時間勤務の改善を図ります。

(3) 学校における業務改善の推進

ア 学校行事等の見直し

コロナ感染対策の緩和により安易にコロナ禍前に戻すのではなく、真に必要な業務・活動は何なのかという視点から適切な執行体制を確保します。

(家庭訪問、面談、大会・コンクール、運動会、発表会等)

イ 会議の効率化

資料印刷の省略、説明時間の精選、会議時間の短縮により、教員が授業準備等に集中するための時間を作り出します。

ウ 職場環境の整備

仕事と生活の両立を推進するため、各教職員が作成するワーク・ライフ・バランスシートを管理職と教職員の面談時に活用します。管理職は教職員の仕事面のみならず、生活面の配慮を希望する事項等を適切に把握し、職場環境の整備を図ります。